

令和 5 年 6 月 29 日現在

機関番号：35307

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K14051

研究課題名（和文）平和・安全保障政策を考える主権者教育の実証・開発研究

研究課題名（英文）Empirical and Developmental Research of Citizenship Education on Peace and Security Policy

研究代表者

長田 健一（Nagata, Kenichi）

就実大学・教育学部・講師

研究者番号：30736161

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、日本の平和・安全保障政策のあり方に関する多面的・批判的な思考と相互理解、並びに選好の変容・相対化を可能にする主権者教育の授業構成を実証的に明らかにすることを目的とした。

議論の分析を通じて得られた授業構成原理はおよそ以下の通りである。議論において争点に関わる多角的な事実を常に参照させる。自身の思考の背景をメタ認知できるようにする。国際平和への貢献を謳う憲法前文を踏まえて、安全保障のあり方を考察させる。互いの感情や目的も理解・共有できるようにすることで選好の変容・相対化と相互理解を促すことが可能となる。

以上のような原理に基づき、授業モデルを設計した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近年、民主主義諸国では市民間の対立・分断が深刻な拡大をみせている。こうした問題状況は他国に限らず、日本においても2015年に成立した安全保障関連法案（安保法制）をめぐる激しい対立は社会に深い分裂を生じさせた。さらに今後、憲法改正をめぐる対立も拡大することが予想される現在、社会に深刻な影響を及ぼすような市民間の分裂を防いでいくことは、日本にとっても重要な課題であろう。このような課題に対し、本研究は、平和・安全保障政策のあり方をめぐる実際の議論の分析に基づき、授業モデルを開発することで、日本社会の分断化を緩和しゆくための一つの方途を示唆することができたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to empirically clarify the structure of citizenship education lessons that enable multifaceted, critical thinking and mutual understanding of the policy of peace and security in Japan, as well as the transformation and relativization of preferences.

The principles of lesson structure obtained through the analysis of the discussions are as follows.

(1) Always have students refer to facts from various perspectives related to the issues in discussion. (2) Enable students to meta-recognize the background of their own thinking. (3) Have students consider the policies of security based on the preamble of the Constitution, which advocates contribution to international peace. (4) By enabling them to understand and share each other's feelings and objectives, it will be possible to promote the transformation and relativization of preferences and mutual understanding.

The lesson model was designed based on the above principles.

研究分野：カリキュラム研究、社会科教育研究

キーワード：主権者教育 平和・安全保障政策 deliberation 憲法9条 個別的/集団的自衛権

## 1. 研究開始当初の背景

近年、民主主義諸国において、論争的な事柄をめぐる市民間の断絶が深刻な拡大をみせている。こうした問題状況は他国に限ったことではなく、2015年に成立した安全保障関連法案（いわゆる安保法制）をめぐる激しい対立は、日本社会にも同様の深い分裂を生じさせることとなった。さらに今後、憲法改正などをめぐる大きな対立も起こることが予想される現在、社会に深刻な影響を及ぼすような市民間の分裂を防いでいくことは、日本にとっても重要な課題であろう。このような社会的課題に対し、本研究では、主権者教育（広くは社会科教育）の授業において、日本の平和・安全保障政策のあり方に関する熟議（deliberation）を通じ、生徒達の認識・思考を広げていくことが、有効な処方箋の一つであると考えた。

## 2. 研究の目的

### (1) 先行研究の検討

自国の平和・安全保障のあり方について考えさせる授業実践の実態や特質を解明しようとした研究として、日本の平和教育に関する西尾理（2011他）の研究や、ドイツの外交・安全保障政策の教育を扱った寺田佳孝（2014他）の研究などがある。これらの研究で指摘されたのは、日本の伝統的な平和教育では、平和や外交・安全保障に関する政策について学習者が多面的・批判的に考えることが困難になっているという実態である。しかしながら、このような状況に対し、寺田は、現実世界や政策の問題性について生徒に実証的・批判的に分析させる授業が必要であることを主張しているものの、そのような授業の具体的な構成原理やモデルは示されていない。また、単に生徒同士が平和や外交・安全保障の政策について批判的に分析するだけの授業では、互いの認識や価値観、選好等の間の相違・対立は残されたままとなってしまう。先述したような深刻な社会的分断を防いでいくには、議論によって相互理解を深めるとともに、それを通じた選好（個人の好みや欲求、選択・意思決定の内容）の変容あるいは相対化を促していくことが肝要であり、そのようなプロセスを実現する学習のあり方を明らかにすることこそが必要であると考えた。

### (2) 研究の目的

以上のことから本研究は、日本の平和・安全保障政策のあり方に関する多面的・批判的な思考と相互理解、並びに選好の変容・相対化を可能にする主権者教育の授業構成を明らかにすることを目的とした。より具体的には、①日本の平和・安全保障政策に関する個々人の認識・思考の実態を明らかにすること、②その実態を説明する理論を導き出すこと、③明らかにした認識・思考の実態やその説明理論を基に、授業モデルを示すことを目的として設定した。

## 3. 研究の方法

研究方法の概要は以下の通りである。

### (1) 議論の設計と実施

まず、日本の平和・安全保障政策に関する個々人の認識・思考の実態を明らかにするための議論の枠組みを設計した。ここで議論の基軸としたのは、日本の平和・安全保障政策に関する4つの方向性（選択肢）（【表1】）である。これは、秋元大輔（2014）が示した「日本の安全保障のアイデンティティ」（【表2】）を参照しつつ、3つの争点（憲法9条の改正／憲法9条に基づく自衛隊の位置づけ／自衛隊の権限・役割）を軸に作成したものである。

【表1】日本の平和・安全保障政策に関する4つの方向性

	アプローチ1 「非軍事化」	アプローチ2 「現状維持」	アプローチ3 「自衛軍の承認」	アプローチ4 「自衛軍・集団的自衛権の承認」
憲法9条改正	現行9条を維持		9条を改正	
憲法9条に基づく自衛隊の位置づけ	自衛隊は違憲。	自衛隊は違憲（戦力）と見なさない。	自衛隊を明確に合憲とし、自国防衛のための戦力（軍）と見なす。	自衛隊を明確に合憲とし、自国・他国防衛のための戦力（軍）と見なす。
自衛隊の権限・主な役割	無し（自衛隊は廃止し、代わりに災害救助等の緊急時対応専門の組織を新設。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別的自衛権の行使（専守防衛）</li> <li>・集団的自衛権の限定的行使</li> </ul>		集団的自衛権の全面的行使（同盟に基づく自国・他国防衛）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・PKOへの参加</li> <li>・災害救助</li> </ul>		

筆者作成。

【表 2】日本の安全保障のアイデンティティ

伝統的な理論	法的根拠／規範	アイデンティティ
①古典的リベラリズム	憲法第 9 条／戦争放棄・反戦主義	平和国家
②ネオ・リベラリズム	憲法前文、PKO 法／国際協調主義	国連平和維持国家
③古典的リアリズム	自衛隊法／個別的自衛権	普通の国
④ネオ・リアリズム	日米安保条約／集団的自衛権	アメリカの同盟国

出典：秋元大輔『地球平和の政治学 日本の平和主義と安全保障』第三文明社、2014 年、p. 220

議論においては、【表 1】の 4 つの方向性（アプローチ）に関する説明の後、「各アプローチが重視していること」「各アプローチのメリットとデメリット」等を考えてポートフォリオに記入させ、それを踏まえて、4 つのアプローチの中でどれが最も良いかをその理由とともに考えさせた。続いてグループで議論を行った後、「他者との間で共有可能な点（利害、懸念、価値観、推測、認識など）」「他者との間で合意できなかった点」を振り返ってポートフォリオに記入させ、議論を経て至った自身の判断（どのアプローチが最も良いか）とその理由を答えさせた。

## (2) 議論結果の分析と説明理論の生成

議論の結果を、議論の録音データ（録音後、文字データ化）とポートフォリオを用いて分析した。録音データについては、質的研究方法の一つであるグラウンデッド・セオリー・アプローチ（GTA: 戈木版 2016 他）を援用し、議論における認識や思考、主張の展開とともに、その構造を分析した。その手順は次の通りである。①議論（発話内容）の文字起こし、②発話内容（データ）の切片化、③データのオープン・コーディング（プロパティ、ディメンションの分析とラベリング）、④ラベル名に基づくデータのカテゴリー化、⑤カテゴリー同士の関係性に基づくストーリー・ラインの考察。また、ポートフォリオについても、選好（どのアプローチが良いと考えるか）とその変容の理由・要因を中心に分析した。続いてそれらの結果から、「相互理解の形成」や「選好の変容・相対化」が生じる要因が何であるかを説明する理論を検討した。

## (3) 授業モデルの構築

上述の分析結果や説明理論から導出された原理に基づき、授業モデルを設計した。

## 4. 研究成果

### (1) 議論内容に対する質的分析の結果

ここでは、議論の内容に対する質的分析（グラウンデッド・セオリー・アプローチの援用による分析）の結果の一例を示す。この事例では、A、B、C の 3 名が、先述の 4 つの方向性（アプローチ）をめぐる議論した。各人の思考・主張がそれぞれ議論においてどのような展開を見せたかを分析した結果が、以下の各「ストーリー・ライン」（ある現象において生じていることを、「カテゴリー」などの概念を使って記述したもの）である。

#### 【A のストーリー・ライン】

A は最初からアプローチ 2 を強く支持していた。平和的な理想論としては C が当初支持していたアプローチ 1 に共感するものの、自衛力を無くした場合に無防備になることは問題と見なし受け入れず、アプローチ 2 かそれ以上の政策によって自国を自力防衛することの重要性を終始 B と C に対して説いた。自衛力の強化や自衛隊の自衛軍化によって自衛隊が“暴走”して戦争に走ったり、他国からの攻撃に対する防衛としての反撃がきっかけとなって戦争が生じたりするのではないかと B や C からの懸念に対しては、戦前と現在とでは政治体制や国民の考え方が違うということを根拠に、その懸念を払拭しようと努めた。一方で、抑止力（自衛力）を強化することの危険性や望ましい自衛力を確保していくことの困難さも理解しており、とにかく戦力を強化すれば良いというような考えにはならなかった。また、自分が支持するアプローチに対して B と C から提起される様々な懸念に触れ、それに対して応えようとする中で、どのアプローチにもリスク（あるいはデメリット）があることを理解し、安全保障政策の選択にはリスク選択が不可避であることを自覚するに至った。しかしながら、アプローチ 2 への支持は変わらなかった。

#### 【B のストーリー・ライン】

B は議論の初め、アプローチの違いについて混乱していたようであるが、つまるところ、有事に対して平和的に解決しようとするアプローチ 1 と武力で解決しようとするアプローチ 3 との間で迷っていた。自衛力の増強や自衛隊の自衛軍化、集団的自衛権の全面的行使が日本を戦争へと導く危険性への懸念が強く、それに対する A からの様々な説得の試みにもその懸念が払拭されることは結局なかった。そのこともあり、最終的にアプローチ 3 ではなく、アプローチ 1 を支持するようになった。アプローチ 1 を積極的に支持するようになった理由の、「貧困の改善による戦争の平和的抑止」というアイディアが議論のどの過程で生じたのか（あるいは元々持っていたものなのか）は、議論の分析からは読み取れなかった。

#### 【C のストーリー・ライン】

C は、戦争への懸念から、当初アプローチ 1 を支持していたが、A の考えに触れる中で次第に

現実的な自衛力の必要性を感じるようになり、アプローチ2にやや傾倒することとなった。しかしながら、自衛力強化や武力による防衛に起因する戦争への懸念はまだ残っており、消極的判断としてのアプローチ2への支持にとどまっている。

このような議論構造の検討から、次の点が主な示唆として得られた。①選択肢(政策の方向性)に対する懸念やその根底にあるリスク認識を互いに表明し合うことにより、選択肢を通じた相互理解が可能となる。②選択肢に関する言説を、自身の内部と他者の間で“複線化”する(異なる観点から捉えて語る)ことにより、“固定的な選択肢の選択”から、“流動的で可変的な選択肢の共有”へと変えていくことが可能となる(長田 2020)。

## (2) 議論内容とポートフォリオの分析から見出された課題や留意点

複数の議論の内容やポートフォリオを分析した結果、以下のような課題や、授業モデルを開発するにあたっての留意すべき点が見出された。

### ① 事実認識の不足や間違い

第一に、現在の日本(における自衛隊)に可能な防衛(例えば集団的自衛権行使の条件や範囲、個別的自衛権行使の可否)について誤解や理解不足が多い点が課題として挙げられる。そのため、まずは自衛権の行使に係る国内・国際の法制度に関して、正確な認識を形成した上で議論に入っていく必要がある。

第二に、常に変化している世界情勢(他国の動向や軍事力、国家間関係)について、近年の状況が正確に認識できていない者が多く見られる点も課題である。この点に関しても、日本の安全保障に関わる現在の世界情勢を捉えるための諸事実を議論開始前に示して理解を促すことが求められる。

### ② 事実に基づかない議論

上述のように、日本の安全保障に関わる様々な事実に対する認識が不足していることから、事実に基づかず、規範・価値観や感情、推測のみに依拠した空中戦のような議論になりやすい点が課題である。議論を事実認識、価値観、懸念、推測等の様々な観点から段階的に進めていく必要がある。

### ③ メタ認知の難しさ

各選択肢や自分の主張が依って立つ規範・価値観や事実に対する認識・評価がどのようなものなのかを明確に自覚(メタ認知)できていない場合が多く、メタ認知が難しいことが窺われる。

### ④ 思考の手がかりとなる概念や情報の必要性

自国の安全保障(防衛)について考えるには、各国の置かれた地理的条件や国家間の政治的・経済的・軍事的関係を踏まえ、他国がどのようなニーズや欲求を持ち、どのような行動を取るかを推測する必要がある。したがって、いわゆる地政学の基本的概念や、国際関係論の理論が、思考の手がかりとして有用であると考えられる。また、各アプローチの実行にはコストが伴うため、必要な費用や人員等を具体的な数値をもって推測できるよう、的確な情報(データ)を提供する必要がある。

### ⑤ 多面的・批判的な思考の基盤と陥穽

複数の選択肢(アプローチ)について、それらのメリット・デメリット、リスク・懸念などを検討させることで、安全保障政策を多面的・批判的に考えるための基盤を形成できると考える。しかしながら、選択肢間の相違の視点(争点)をある側面だけに焦点化してしまうと、他の視点に目が向かなくなる—例えば、争点を憲法9条と自衛隊の権限をめぐる判断に焦点化してしまうと、自国防衛の視点からしか考えられず、国際的な平和構築の視点からの思考が乏しくなってしまう—といった問題が生じるため、複数の争点を予め示しておくことなどが求められる。

### ⑥ 選好の変容・相対化の難しさ

各人の選好(どの選択肢が良いと考えたか)は、それが依拠する理由(背景にある考え方)が強固であったり、異なる判断原理(例えば、功利的判断と規範的・倫理的判断)であったりすると、変容し難い。

また、認知神経科学の知見が示すように、情報は自身の信念に応じて評価されるため、多くの場合、事実や論理は人の考えを変えられない(T. Sharot, 2017=2019)。このことは、社会科教育における論争問題学習に関する多くの研究がこれまで前提としてきた、事実認識に基づく主張の相互批判によって合意形成が可能であるという考えを根底から揺さぶるものと考えられる。

## (3) 議論の分析から得られた授業構成原理

以上のような分析結果から、次の点が授業を構成するための原理として導き出された。

①議論において争点に関わる多角的な事実を常に参照させる。②前提となっている事実の認識や評価、価値観など、自身の思考の背景をメタ認知できるようにする。③国際平和への貢献を謳う憲法前文を踏まえて、「積極的平和」と「消極的平和」の両面から自国の安全保障のあり方を考察させる。④政策の方向性に対する懸念やその根底にあるリスク認識を互いに表明し合うなど、互いの感情や目的も理解・共有できるようにすることで、選好の変容・相対化と相互理解を

促すことが可能となる。⑤選択肢に関する言説を、自身の内部と他者の間とで“複線化”する（異なる観点から捉えて語る）ことにより、“固定的な選択肢の選択”から、“流動的で可変的な選択肢の共有”へと変えていくこと―選択の相対化―が可能となる。

#### (4) 授業モデルの設計

このような原理に基づき、日本の平和・安全保障政策のあり方に関する多面的・批判的な思考と相互理解、並びに選択の変容・相対化を可能にする主権者教育の授業モデルを設計した。授業モデルを簡潔に示すと、以下のような学習過程及び内容による。

##### 【step1】 平和・安全保障政策に関わる基本的な概念や事実関係の学習

ここでは、①個別的自衛権と集団的自衛権の違い、及び現在の憲法解釈、②現在の国際社会では、国連による集団安全保障体制を基盤とした上で加盟国に自衛権が認められていること、③その上で日本はあえて憲法において「専守防衛」を理念に、自衛を集団的自衛権の限定的行使までにとどめていること、④日本国憲法は、戦争放棄を謳う9条（＝消極的平和）のみならず、世界の福祉の実現を目指す前文（＝積極的平和）とあわせて、“二つの平和”を追求していること、⑤地政学の基本概念を通じて、日本周辺の国々の関係性や動向がどのようになっているのか、などを学習する。

##### 【step2】 平和・安全保障政策をめぐる基本的な争点の学習

一国平和主義の是非や、憲法9条の解釈、日米安保条約をめぐる日米間の相互性・対等性、東アジア地域における日本の立場・役割などの基本的な争点を確認する。

##### 【step3】 平和・安全保障政策の選択肢の提示と説明

先述した4つの選択肢を提示し、それぞれの意味や意義等を確認する。

##### 【step4】 各選択肢の分析

各選択肢の背景にある価値、予想される結果やコスト、リスク、メリット・デメリット等について各自で分析する。

##### 【step5】 各選択肢に対する考えの表明と議論

熟議の形式に基づき、各人が選択肢をめぐる自身の考えを表明し、議論する。

##### 【step6】 議論を通じて共有できた点とできなかった点の確認。

事実の認識や評価、目的、規範や価値観、リスク認識や懸念、推測などについて、議論の中で共有（相互理解）できたことと、できなかった（対立した）ことが何であったかを互いに確認し合う。

##### 【step7】 議論を通じた自身の認識・考えの変容の省察

最後に、議論を通じて、選択肢（政策）に対する自身の認識や考えがどう変わったか（あるいは変わらなかったか）、また、それはなぜなのかを省察する。

#### (5) 本研究の意義

本研究は、コロナ禍のため当初予定していたような研究が遂行できず、限られた成果しか得られなかったものの、安全保障あるいは憲法のあり方をめぐる日本社会の分断化を緩和しゆくための一つの方途を示唆することができたと考えられる。

#### 【引用・参考文献】

秋元大輔『地球平和の政治学 日本の平和主義と安全保障』第三文明社、2014年。

戈木クレイグヒル滋子『グラウンデッド・セオリー・アプローチ 改訂版 理論を生み出すまで』新曜社、2016年。

千々和泰明『戦後日本の安全保障 日米同盟、憲法9条からNSCまで』中央公論新社、2022年。

寺田佳孝『ドイツの外交・安全保障政策の教育 平和研究に基づく新たな批判的観点の探求』風間書房、2014年。

長田健一「平和・安全保障政策を考える熟議型論争問題学習の理論研究 ―グラウンデッド・セオリー・アプローチによる分析をもとに―」第69回全国社会科教育学会・第37回鳴門社会科教育学会合同研究大会・自由研究発表、2020年10月24日。

西尾理『学校における平和教育の思想と実践』学術出版会、2011年。

Tali Sharot 著、上原直子訳『事実はなぜ人の意見を変えられないのか 説得力と影響力の科学』白揚社、2019年。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 長田健一
2. 発表標題 平和・安全保障政策を考える熟議型論争問題学習の理論研究 - グラウンデッド・セオリー・アプローチによる分析をもとに -
3. 学会等名 全国社会科教育学会・鳴門社会科教育学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 長田健一
2. 発表標題 AI時代に向けた市民的資質育成の再定位
3. 学会等名 社会系教科教育学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------